令和5年第3回平群町議会 臨時会会議録(第1号)

招集年月日	令和5年5月8日	
招集の場所	平群町議会議場	
開会(開議)	5月8日午前10時16分宣告(第1日)	
出 席 議 員	1番 関 順子 2番 須 藤 啓 二	
	3番岩崎真滋 4番長良俊一	
	5番 山 本 隆 史 6番 稲 月 敏 子	
	7番 植 田 いずみ 8番 山 口 昌 亮	
	9番井戸太郎 10番山田仁樹	
	11番森田勝12番馬本隆夫	
欠 席 議 員	なし	
	町 長 西脇洋貴	
	副 町 長 植 田 充 彦	
	教 育 長 岡 弘 明	
	総務部長 西岡勝三	
	住民福祉部長 寺口嘉彦	
	事業部長	
	教育部長 川西貴通	
	会 計 管 理 者 西 谷 英 輝	
	政策推進課長 山 﨑 孔 史	
地方自治法第121条	総務防災課長 岡田康裕	
第1項の規定により 説明のため出席	税務課長末永潤子	
した者の職氏名	住民生活課長 浅井利育	
	健康保険課長 乾 充 喜	
	福祉こども課長 松本光弘	
	観光産業課長 酒井智志	
	上下水道課長 大 辻 孝 司	
	教育委員会総務課長 浦 井 久 嘉	
	まち未来推進室参事 寺 口 浩 代	
	都市建設課参事島野千洋	
	教育委員会総務課参事 西 岡 直 美	
	都市建設課主幹 光 川 浩 行	

本会議に職務のため出席した者の職 氏 名	議会事務	局 長	藤本	佳 利
	主	幹	高 橋	恭世
	主	查	竹 村	恵
	報告第 4号	議会の委任による	専決処分	の報告について
		(和解及び損害賠	情の額の	決定について)
町長提出議案の 題 目	承認第 1号	専決処分の承認を	求めるこ	とについて
		(平群町税条例の	一部を改	ここする条例につ
		いて)		
	承認第 2号	専決処分の承認を	・求めるこ	とについて
		(令和4年度平群	町一般会	計補正予算(第
		9号) について)		
	承認第 3号	専決処分の承認を	・求めるこ	とについて
		(令和5年度平群	町一般会	計補正予算(第
		1号) について)		
	承認第 4号	専決処分の承認を	求めるこ	とについて
		(令和5年度平群	町一般会	計補正予算(第
		2号) について)		
	議案第27号	平群町国民健康保	: 険税条例]の一部を改正す
		る条例について		
	同意第 2号	監査委員の選任に	同意を求	じめることについ
		7		
議事日程	議長は、議事	日程を別紙のとお	り報告し	た。
会議録署名議員	議長は、会議	録署名議員に次の	2名を指	名した。
の 氏 名	1番 関	順 子 2	番須	藤啓二

令 和 5 年 第 3 回 (5 月) 平群町議会臨時会議事日程 (第 1 号)

令和5年5月8日(月) 午前10時開議

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

令 和 5 年 第 3 回 (5 月) 平 群 町 議 会 臨 時 会 追 加 議 事 日 程

(第1号の追加)

追加日程第1		議席の指定について
追加日程第2		会議録署名議員の指名について
追加日程第3		会期の決定について
追加日程第4		副議長の選挙について
追加日程第5		特別委員会の設置及び定数について
追加日程第6		常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任につ
		いて
追加日程第7		特別委員会の委員の選任について
追加日程第8		諸般の報告
追加日程第9	報告第 4号	議会の委任による専決処分の報告について
		(和解及び損害賠償の額の決定について)
追加日程第10	承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて
		(平群町税条例の一部を改正する条例について)
追加日程第11	承認第 2号	専決処分の承認を求めることについて
		(令和4年度平群町一般会計補正予算(第9号)
		について)
追加日程第12	承認第 3号	専決処分の承認を求めることについて
		(令和5年度平群町一般会計補正予算(第1号)
		について)
追加日程第13	承認第 4号	専決処分の承認を求めることについて
		(令和5年度平群町一般会計補正予算(第2号)
		について)
追加日程第14	議案第27号	平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
		について
追加日程第15	同意第 2号	監査委員の選任に同意を求めることについて

令 和 5 年 第 3 回 (5 月) 平 群 町 議 会 臨 時 会 追 加 議 事 日 程

(第1号の追加)

追加日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件

○局 長

改めまして、おはようございます。議会事務局の藤本でございます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、森田議員さんが年長の議員でございますので、臨時議長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

年長議員議長席に着く

○臨時議長

皆さん、おはようございます。ただいま紹介いただきました森田でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。 どうぞよろしくお願いいたします。

町長より、都市建設課、竹吉課長が体調不良のため、欠席の旨の連絡を受けておりますので、御報告いたします。

先日、5月1日に議員懇談会の中で自己紹介をしておりますが、理事者側と 初めてでありますので、氏名、住所の自己紹介をお願いいたします。

議席番号1番の方からよろしくお願いいたします。

自己紹介

○臨時議長

続きまして、理事者側の紹介をお願いいたします。副町長。

○副町長

それでは、町長をはじめ、課長級以上の職員について御紹介をさせていただきます。

理事者紹介 事務局紹介

○臨時議長

ありがとうございました。

ここで、課長級の職員が退席いたしますので、しばらくお待ちください。

○臨時議長

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点から、本臨時会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和 5年平群町議会第3回臨時会を開催いたします。

招集に当たりまして、町長より御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。臨時会招集に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも御多用の中、令和5年第3回平群町議会臨時会を招集いたしましたところ、全員の御出席を頂き、ありがとうございます。

議員の皆様には、さきの議会議員選挙におきまして、見事当選の栄誉を勝ち取られましたこと、心からお祝い申し上げます。誠におめでとうございます。 今後におきましては、平群町発展のために御尽力を頂きますようお願い申し上げる次第でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本日 5 月 8 日から感染症法上の位置づけが 2 類相当から、季節性インフルエンザと同じ 5 類相当に引き下げることが決まっております。社会を取り巻く状況はさらにウィズコロナへと大きくかじが切られており、日常生活は戻りつつあります。しかし、コロナウイルスが完全になくなったわけではなく、今後、第 9 波は第 8 波より大規模になる可能性もあるとも言われております。引き続き、感染予防対策も講じてまいります。

平群町の財政状況につきましてでありますが、奈良県による財政の重症警報が引き続き発令中であり、令和3年度決算においても、本町の実質公債費比率及び将来負担比率、さらには基金残高比率が奈良県内ワースト1。特に、実質公債費比率では、全国1,741自治体の中でワースト7位、将来負担比率は全国ワースト3という非常に厳しい財政状況にあります。そのような中でも、平群町の将来を見据えたまちづくりに取り組むことは大変重要であります。安定した財政基盤確立のため、財政健全化に取り組むとともに、子育て世代の移住・定住促進や、若い世代が暮らしやすい町を目指し、平群町の魅力の情報の発信や様々な施策を全庁体制で展開し、皆さんとともに輝く平群の未来をつくるために頑張ってまいります。

現在の厳しい財政状況を乗り越えるためにも、議員各位の御意見を頂き、御 理解と御協力を切にお願いするところであります。

さて、3月議会からこれまでの主な出来事について御報告申し上げます。

3月4日には、第18回市町村対抗こども駅伝大会が橿原運動公園で開催され、総合で20位、町の部では8位になる結果となりました。これも、御指導いただいたコーチの皆様と選手の皆様の日々の努力の成果が実を結んだものでございます。

3月9日には、竜田川クリーンキャンペーンを実施しました。平群町の資源であります竜田川を住民協働により守り育て、美しく豊かな状態で次世代に引継ぎたいという思いであります。

3月12日には、第20回竹あかりの集いが開催されました。阪神・淡路大震災などの災害を風化させずに、震災で培われた絆、支え合いの心、優しさ、思いやりの大切さを次世代に語り継ぎ、ボランティアの輪を広げ、防災の意識を高めることを目的に、竹あかりの集いが開催され、今年度で20回目を迎えられました。このたび、竹あかりの集いは20回目という節目を迎え、一旦の区切りを迎えると聞いておりますが、思考を改めて原点に立ち返って、今まで培われてきました経験を生かし、地域の支え合いや防災意識の向上に取り組まれることを大いに期待をいたしたいと思います。

4月1日には鳴川千光寺の戸開式が行われました。

春は、卒業、入学の季節であります。各学校やそれぞれの園において、3月には卒業式、卒園式が、4月には入学式、入園式が行われ、園児・児童・生徒の皆さんには、これまでの学び舎から新たな学び舎へと巣立っていかれました。皆様方のこれからの活躍を御祈念申し上げます。

竜田川の魅力づくりのイベントとして、3月28日から31日の4日間、プリズムへぐりから西宮親水公園までの間、桜のライトアップを行いました。多くの町民の方がお越しになり、ライトアップされた桜と竜田川の水面に映える桜を楽しんでいただきました。

また、4月24日より、多くの方に御協力いただいております、こいのぼりの吹き流しを掲揚しております。五月晴れの空を泳ぐこいのぼりを御覧いただきたいと思います。

4月29日には、平群町の一大イベントとなりました第12回へぐり時代祭りを開催いたしました。今回は、平群駅前を歩行者天国にし、時代行列を行い、また数多くの模擬店に参加を頂きました。当日は、心配しておりました天候ももち、多くの来場者に来ていただき、平群町の歴史に思いをはせる、各々の衣装に身を包んだ歴史上の人物の時代行列は勇壮であり、大盛況に終わりました。

ボランティアスタッフの方々、協賛を頂きました企業をはじめ、関係各位の皆様方には、この時代祭りの開催に当たり、御尽力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

さて、本臨時会におきましては、報告案件が1件、専決処分の承認案件が4件、条例改正が1件、合計5件の案件を上程しております。いずれにいたしましても、慎重御審議いただき、原案どおり承認・可決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長

ありがとうございました。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○臨時議長

議事日程の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、一般選挙後の臨時議長が作成する議事日程の範囲は議長選挙まで となっておりますので、それに準じて報告いたします。

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

以上でございます。

○臨時議長

日程第1 仮議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定することになっております。仮議席は議長の選挙が終了し、就任するまで、ただいまの着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

「投票」の声あり

○臨時議長

分かりました。投票という声がありますので、それでは投票を行います。 議場を閉鎖してください。

議場閉鎖

○臨時議長

ただいまの出席議員は12名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 山本議員及び稲月議員を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。 投票用紙をお配りください。

念のために。投票は単記無記名です。

投票用紙配付

○臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○臨時議長

配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。

投票箱点検

○臨時議長

投票箱は異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長から議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。局長。

局長の点呼により順次投票

○臨時議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○臨時議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

開票を行います。山本議員及び稲月議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票

○臨時議長

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、山田議員が6票、森田議員が6票です。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であり、山田議員と森田議員の得票数はいずれもこれを超えており、両議員の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっております。

山田議員と私、森田が議場におりますので、くじ引きをしたいと思います。

くじは、2回引き、1回目はくじを引く順序を決めるものであります。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定することになっております。 くじを行います。

山本議員、稲月議員、くじの立会いをお願いいたします。

山田議員、前に出てきてください。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

若い議席番号順で山田議員からくじを引いてください。

くじ引き

○臨時議長

くじを引く順序が決定しました。

初めに山田議員、次に森田議員、以上のとおりであります。

ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。 1 番くじを引かれた方からよろしくお願いいたします。

くじ引き

○臨時議長

くじの結果を報告します。

くじの結果、山田議員が当選人と決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○臨時議長

ただいま議長に当選されました山田議員が議場におられます。会議規則第3 3条第2項の規定によって、当選の告知をします。

この際、各位に報告します。議長は、王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会、老人福祉施設三室園組合議会、奈良県広域消防組合議会の議員にただいま就任されました。

議長の就任の挨拶をお願いいたします。

○議長

ありがとうございます。

頭の中が真っ白で、当選させていただくとは思っておりませんでしたが、真っ白な状態ですが、議長に就任させていただいた以上、冒頭に町長の挨拶にもございましたが、私たちの平群町、財政が厳しい状態というのがずっと続いております。どこかで踏ん張って、みんなの力を合わせて、健全な町にしていかなければならないと思っています。

今日、5月8日は、コロナ感染症においても新しい局面を迎えて、第5類に引き下げられるという記念すべき日となりましたが、今後は私も、粉骨砕身、平群町が、みんなが胸張って誇れるような健全な町にしていくよう、その一助となっていきたいと思っておりますが、議会としても、町長としっかりと議論を重ねながら、車の両輪のごとく、それぞれの立場をしっかりと職務を遂行しながら、この平群町、健全な町にしていくためにも、議会が行う役割は大変重大なものだと思っております。

そのためにも、私だけでもどうにもなりません。皆さんの、全議員のお力を お借りしなければならないと思っております。どうか皆様、お力添え、お支え 賜りますことをお願いをいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございます。

○臨時議長

議長章の授与を行いますので、事務局よろしく。

事務局より議長章授与

○臨時議長

これをもって臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力、本当にありがとうございました。

議長、議長席に着席をお願いいたします。

議長、議長席に着く

○議長

それでは、引き続き、マスクの着用を許可いたします。

それではお諮りします。

会議規則第22条の規定により、議事日程の追加をいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、日程を追加することに決しました。 議事日程の配付を行います。

追加議事日程配付

○議長

ただいまからの議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりで す

議事日程の報告を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 追加議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告のとおり、日程表に従い議事を進めます。

追加日程第1 議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定 いたします。 追加日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により1番、関議員、2番、須藤議員を指名します。本臨時会の会期中、よろしくお願いいたします。

追加日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日と決定したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

追加日程第4 副議長の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

「投票」の声あり

○議長

投票との声がありますので、それでは、副議長の選挙は投票で行います。 議場を閉鎖いたします。

議場閉鎖

○議長

ただいまの出席議員は12名です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に 1番、関議員及び9番、井戸議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙配付

○議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議長

配付漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。

投票箱点検

○議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。局長。

局長の点呼により順次投票

○議長

投票漏れはありませんか。

「なし」の声あり

○議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

続きまして、開票を行います。関議員、井戸議員、開票の立会いをお願いいたします。

開票

○議長

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、長良議員6票、植田議員6票。

以上のとおりです。

くじを行います。

この選挙の法定得票数は3票であり、長良議員と植田議員の得票数はいずれもこれを超えております。

両君の得票数は同数です。

この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

長良議員及び植田議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。 くじは2回引きます。1回目はくじを引く順序を決めるためのものです。2 回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

関議員及び井戸議員、くじの立会いをお願いいたします。

長良議員、植田議員、前のほうにお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。

議席番号の若い順番に、まずくじを引きます。長良議員、くじを引いてください。

くじ引き

○議長

くじを引く順序が決定しましたので、報告します。 まず初めに植田議員、次に長良議員、以上のとおりです。 ただいまの順序により当選人を決定するくじを行います。 1番のくじを引かれた方を当選人といたします。 植田議員、くじを引いてください。

くじ引き

○議 長

くじの結果を報告します。 くじの結果、植田議員が当選人と決定いたしました。 議場の閉鎖を解きます。

議場開鎖

○議長

ただいま副議長に当選されました植田議員が議場におられますので、本席から告知をいたします。

副議長就任の挨拶がございます。副議長、どうぞ。

○副議長

ただいま副議長に就任をさせていただくことになりました植田いずみです。 よろしくお願いいたします。

私は、平群町に移り住んで45年が過ぎました。この町で3人の子育でもしてきました。とってもいい町だと思っています。ただ、今、全国的に人口が減少する中で、平群町も御多分に漏れず、子どもたちの出生率も低いという状況です。何とかこの町に若い人たちが住んでもらって子育てしてもらえる、そういうまちづくりを皆さんと一緒につくっていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私の就任の挨拶とさせていただきます。失礼いたします。

○議長

ありがとうございます。

議事進行の準備のため、午前11時10分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時56分)

再 開 (午前11時10分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

追加日程第5 特別委員会の設置及び定数について を議題といたします。

お諮りいたします。

特別委員会の設置及び定数について、委員会条例第5条第1項及び第2項の 規定により、設置する特別委員会、下水道事業特別委員会6名、財政検討特別 委員会6名、議会改革特別委員会6名、公共交通対策特別委員会6名といたし たいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、特別委員会の設置及び定数については以上の とおり決定いたしました。

追加日程第6 常任委員会及び議会運営委員会の委員の選任について

追加日程第7 特別委員会の委員の選任について

追加日程第8 諸般の報告

以上3件を、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

ただいま議題となりました各委員の選任方法については、どのような方法で 選任すればよいか、審議をお願いいたします。

「選考委員会」の声あり

○議長

選考委員会との声がありましたので、私のほうから選考委員を指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

それでは、私のほうから選考委員を指名させていただきます。

私と副議長の植田議員、山本議員、岩﨑議員、4名をもって選考委員を決定 したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会の構成もあり、時間も要しますので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時12分)

再 開 (午後 2時00分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

各委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することとされております。

お諮りいたします。

先ほど休憩中に選考委員会を開催し、協議していただきました各常任委員会、 議会運営委員会及び特別委員会の委員の所属が決定いたしましたので、報告い たします。

事務局より名簿を配付いたします。

名簿配付

○議長

それでは、局長から報告いたします。局長。

○局 長

それでは、お手元に配付させていただきました名簿に基づきまして御報告申 し上げます。なお、敬称は省略させていただきますので、よろしくお願いいた します。

総務建設委員会、委員長、岩﨑真滋議員。副委員長、井戸太郎議員。委員、 関順子議員、稲月敏子議員、植田いずみ議員、山田仁樹議員。

文教厚生委員会、委員長、山口昌亮議員。副委員長、長良俊一議員。委員、 須藤啓二議員、山本隆史議員、森田勝議員、馬本隆夫議員。

下水道事業特別委員会、委員長、長良俊一議員。副委員長、岩崎真滋議員。委員、須藤啓二議員、山本隆史議員、植田いずみ議員、山田仁樹議員。

財政検討特別委員会、委員長、森田勝議員。副委員長、山口昌亮議員。委員、 長良俊一議員、井戸太郎議員、山田仁樹議員、馬本隆夫議員。

議会改革特別委員会、委員長、井戸太郎議員。副委員長、山本隆史議員。委員、須藤啓二議員、稲月敏子議員、植田いずみ議員、森田勝議員。

公共交通対策特別委員会、委員長、馬本隆夫議員。副委員長、稲月敏子議員。 委員、関順子議員、岩﨑真滋議員、井戸太郎議員、山口昌亮議員。

議会運営委員会、委員長、山本隆史議員。副委員長、稲月敏子議員。委員、 関順子議員、岩﨑真滋議員、長良俊一議員、山口昌亮議員。

なお、議会だより編集委員会につきましては、議会運営委員会が兼ねること になっております。以下、議会選出の附属機関の名簿につきましては、下記に 書いているとおりでございます。

以上でございます。

○議長

ただいま局長が報告いたしましたとおり選任したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれ ぞれの委員長、副委員長、委員に選任することに決定いたしました。

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、予備費の充用について御報告申し上げます。

4月17日に、役場の庁舎の分館及び新館において、埋め込み式のエアコンが故障しました。このことに伴って、早急の対応が必要となるということで充用いたしております。総務費の総務管理費、一般管理費、工事請負費の維持補修工事に350万円流用しております。

結果としまして、予備費の当初予算が1,680万円、今回充用額が350万円ということで、残額が1,330万円ということになります。

以上でございます。

○議長

続きまして、事業部長より発言を求められていますので、これを許可します。 事業部長。

○事業部長

貴重な時間を頂きましてありがとうございます。

私のほうから1件報告事項がございます。下水道使用料の徴収誤りの件についてでございます。

まず、概要でございます。

令和5年2月に判明しました下水道使用料の徴収漏れについて、地方自治法第236条、金銭債権の消滅時効の規定により、既に時効となっている下水道使用料を誤って徴収したことが新たに判明いたしました。このような事案が発生しましたことについて、改めて深くおわび申し上げますとともに、事案の状況や対応等について報告させていただきます。

徴収誤りの件数と金額でございます。

対象となる6件のうち、誤って徴収したのは5件で、総額166万4,84 2円です。

続いて、経緯でございます。

令和5年4月27日午後2時頃、徴収漏れのあった下水道使用料の一部納付のため、役場内の金融機関窓口に住民の方が来庁され、その際に、上下水道課において本人データを確認したところ、時効分も含めた使用料の全額を口座振替依頼していることが判明いたしました。その対応ですが、既に引き落としが済んだ5件について、直ちに訪問し、おわびと事情説明を申し上げました。誤って引き落とした使用料は、翌日28日に全額を口座に返金しております。

原因であります。

下水道使用料の徴収漏れのデータを過去に遡って料金システムに入力する際、システム上、口座振替の依頼が自動で設定されているにもかかわらず、その停止の事務処理を行っていなかったことなどによるものです。

再発防止策でございますが、口座振替の件数は、通常、急激な増減が起こりにくいため、前月と当月の件数の比較を行い、金融機関ごとにチェックしてまいります。また、過去に遡ってデータ入力する際のマニュアルを作成し、係で共有の上、チェックを行い、再発防止に努めてまいります。

今回の事案の詳細については、上下水道課にお問合せいただきましたら、改めて説明させていただきます。

以上、報告とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

追加日程第9 報告第4号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第4号について御説明をさせていただきます。

報告第4号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年5月8日報告 平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、 議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決 処分する。

> 令和5年4月6日 平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和5年2月4日、平群町若井35番5付近の町道西若井166号線において、道路の陥没により被災者が転倒し右ほほを骨折したことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 214,505円
- 2 所管課 事業部 都市建設課

これにつきましては、夕方の時刻で、周囲が暗くなってきており、道路の陥没に気づかず、足がつまづき、転倒されたことにより負傷されたものでございます。

なお、治療については2月末をもって終えられております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

追加日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて (平群町税条例の一部を改正する条例について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

大体あまり平群町には関係ないという説明でしたけども、これ分譲マンションのことなんですけど、マンションそのものが平群町はあるように思わないんだけど、それは全くないですよね。これは20年も何も、そのものがないですよね。

○議長

総務部長。

○総務部長

分譲マンションでございます。現時点では、本町にこういうマンションはご ざいません。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8 番

軽自動車の件なんですけどね、これ、環境性能割の軽減措置の廃止ということなんですけれども、これまでの実績というか、廃止したことで、例えば、町の税収が、実際には、全体で見れば、減税に対して国のほうが補塡しますから、あんまり関係ないと思うんですが、ちなみに、過去どれぐらいあって、それから、過去の実績が分かれば廃止したことで分かるんですが、町税収入には全く影響ないのかどうか、その点も含めて説明していただけますか。

○議長

総務部長。

○総務部長

環境性能割につきましては、県が徴収して、町には環境性能割交付金として 交付をされています。この特例の期間ですね、平均2年3か月の間なんですけ れども、それで年間平均134万円頂いてます。期間が満了してから、令和4 年度は297万円ということで、1年間でその特例措置が切れたことによって、 163万円、実績上増えています。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

ほんで、国から補塡がちゃんと来てるんですか。どういう形で来てるんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

補填分……。

○議長

税務課長。

○税務課長

こちらの、以前からといいますか、2%が1%、1%がゼロ%になるという 1%ずつの軽減ということで、令和3年の5月に上程させていただいたものが 延長、延長になっているものでございますが、その分は国庫のほうから補助金 として頂けるというふうに聞いております。

以上です。

○議長

山口君。

○8 番

いやいや、聞いてるじゃなくて、もう決算終わってるわけやから、実際だから、軽減した分の補塡が国からあるわけでしょう。当然、歳入のほうで補塡してるわけだから、そら財政当局で答えないと分からないでしょう、税務じゃなくて。それは山﨑課長のとこと違うの。

○議長

総務部長。

○総務部長

国の補塡分については、今、手持ち資料はないので、後ほどまた報告させて いただきます。

○議長

山口君。

○8 番

終わった話はあんまり言いたくないけどね、財政ないって言うんだったら、ちゃんと入ってるほうもね、きちんと、当然そんなん、国や県がやることやから、いいかげんなことやってると思わないけども、やっぱりちゃんとチェックしてね、こういうふうにころころころころ法律変わって、減税があったらその減税補填ということで、別のところに交付税で入ったり、いろんな形あるんでしょうけど、そこはやっぱりちゃんとチェックしておいたほうがいいですよ。

ちょっとした金額でも、平群町は金がないからって、今日も最初から町長の 挨拶から始まってるわけやからね。後でちょっとまた嫌事も言いますけど、そ こはちょっとちゃんと調べて、こういう議案出たときには答えられるようにし といてくださいね。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決を行います。

本案は、原案のとおり承認したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平群町税条例の一部を改正する条例について)は原案どおり承認されました。

追加日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和4年度平群町一般会計補正予算(第9 号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第2号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

ちょっとこれ、それぞれ当初予算、補正やったら補正、どういう経過で、繰越しした理由は今ので分かりますけども、当初予算からの流れ、三つとも説明 していただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

それでは、繰越明許費について説明させていただきます。

まず、統合型GIS道路データ更新業務ですが、簡単に申し上げますと、道

路台帳を更新するという業務でございます。

ちょっと経緯を申しますと、現在使用している道路台帳は、電子化してから 約10年がたっております。その間ですね、平群駅周辺の土地区画整理事業区 域とか、民間開発に伴う町道の認定、廃止があったわけですが、それを既存の 道路台帳システムに反映させるに当たってですね、多額のデータ更新費用とか システム構築費が別途かかると、そういうことが分かりました。そういった経 費の削減のために、現在平群町において、統合型GIS、地理情報システムと いうものを運用しているんですけども、このシステムを簡単に申しますと、地 方自治体が使用するいろんなデータがあるんですけども、都市計画、道路、下 水、農地、固定資産など、いろんなデータがあるんですけども、それらを庁内 で共有できる形に整備して統合して維持管理することで、庁内横断型のデータ 共有を可能にするシステム、それをですね、そういったシステムに道路台帳と しての機能を持たせることによって更新費用が大幅に削減できるということ で、令和4年度の当初予算で計上して進めていた業務が統合型GISのデータ 更新業務であります。これは当初予算で計上しておりまして、令和4年11月 30日に既に契約を済んでおりまして、令和5年の3月31日までの業務とい うことでやっておりましたが、当初契約にはなかった道路の境界明示機能を無 償で持たせられることが可能になりましたので、そのデータ入力に時間を要す るために、新たに繰越明許費を設定させていただいたものでございます。

続いて、東三里117号線道路用地分筆登記業務84万7,000円。これは、当初予算の範囲の中で処理したものでございます。

内容は、この路線は、過去において町道として新設し、認定、供用しておりますけども、道路用地と個人用地を区分する分筆登記業務がされていないということが分かりました。それは今回、隣接地の不動産売買が発生したことによって分かったものでございますが、分筆に必要な境界確定において、複数の地権者が存在して、その確定に時間を要するために、新たに繰越明許費を設定させていただいたものでございます。

最後、鳴川路線道路拡幅業務519万9,000円。うちですね、用地買収業務が331万8,000円、工作物の補償業務が188万1,000円で、これも当初予算の範囲の中で執行するものでございます。

今回用地買収した鳴川路線の用地については、令和4年当初より交渉を進めておりまして、令和5年の3月27日に用地売買の契約に至りましたが、分筆業務とか所有権移転に時間を要するために、新たに繰越明許費を設定するものであります。

なおですね、分筆登記業務は、令和5年の4月27日に既に完了しておりま

して、工作物の補償と併せて、令和5年5月25日に支払う予定でございます。 以上、説明とさせていただきます。

○議長

山口君。

○8 番

分かりました。

鳴川路線の件ですけどね、今回の、既に契約があった後はもうその年度が替わってやるということですけれども、前半、緑ケ丘に近い500メートル、これは取付けのところだと思いますけれども、その500メートルほどはもう既に買収終わって、一部拡幅等もちょこちょこというか、拡幅とまでいかないですけど、あと残りの500メートルになるのか200メートルになるのかちょっと忘れましたけど、その辺についてはどういうふうな計画になってるのか、今どういう状況になってるのか、今の時点で分かる範囲で説明していただけますか。

○議長

事業部長。

○事業部長

まず、鳴川路線の拡幅計画全体の話をさせていただきますと、鳴川路線拡幅については、緑ケ丘6丁目、大谷公園がありますが、その付近から、生駒市小平尾の藤城池までの約500メートルの狭隘区間、それをですね、車道7メートル、歩道2メートル以上の全幅9メートル以上の道路に拡幅すると、そういう計画で進んでおります。

進捗については、令和2年の9月に、工事延長の約4割に当たる道路用地を取得しております。その後、買収のほうは進んでおりませんでしたが、令和4年度において、先ほど申しました用地も含めて、2地権者から用地を取得しております。

残りの用地取得の状況ですけども、工事延長の約5割、地権者5人おられますが、その用地が確保できておりませんが、令和4年度においてもですね、順次、関係地権者と交渉を進めているところです。

先ほど議員のほうから御質問の中でありましたが、令和4年度、これは本格的な事業着手ではないんですけども、道路用地が確保できているところから暫定的に道路拡幅を行って必要な安全対策を講じているものでございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8 番

その残りの買収する部分については予算化はしてないよね、まだ。それはじゃあ新年度予算でもしてないはずだから、それはもう来年度以降、要するに、その交渉の中で話がまとまりそうだったら計上するという、そういう考えですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

今後の用地買収の予定でございます。

もちろん当初予算には計上しておりませんし、今後ですね、関係地権者との 交渉次第では補正予算という形も考えております。ただですね、やはり町単独 費のほうではなかなか苦しい部分がありますので、できる限り国庫補助金を活 用してですね、話がまとまり次第、場合によればですね、補正予算の提案とい う可能性もございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8 番

分かりました。

あとね、4年度のこれは補正、最後の補正になりますけども、それで聞いておくんですけれども、まだ5月終わってないんでね、はっきりは出ないでしょうけど、令和4年度の決算見込みというのは大体どのように見ているのか、その辺、今の時点での話でいいですから、説明していただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、令和4年度の決算見込みという御質問でございますが、現在、今議員さんもお述べのとおり、出納整理期間中ということで、まだ明確な見込みや分析も立っていない状況でございます。そういった中で、一般会計では例年どおり、不用額を想定して見込みを出していくんですけども、大体その不用額が2億円程度と想定すれば、実質収支は大体黒字になると見込んでおります。そしてまた、実質単年度収支につきましても、令和4年度はまた繰上償還2億8,000万円しておりますので、黒字が見込まれるというふうに考えております。

しかしながら、補正状況で分かりますように、光熱水費や燃料代とか、様々

な物価高騰の影響が見込まれることから、不用額がまだちょっと不確定な部分が多く、はっきり見通せない部分がございますので、見込みについても難しい 状況でありますが、実質収支等につきましては黒字で推移するというふうには 考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

特別交付税、3月議会終わってから確定したと思うんですけどもね、その金額、聞いたところによると、ちょっと若干増えてるということですよね。ということは、地方交付税全体で見るとね、当初予算より3億円以上増えてるわけでしょう。それだけ増えてて、繰上償還が2億8,900万円ありますから、実質単年度収支には影響しないんだけど、実際に残る金としては、当然その分、繰上償還してるわけですから、ほぼ3億円近い金を先に、昨年度と合わせれば6億円近い金を払ってるということになるわけですから、一番知りたいのは、年度末でどれぐらいの、一般会計として、平群町の場合、一般会計も普通会計もほとんど金額変わりませんからあれですけれども、どれぐらい剰余金として残るというふうに見てるのかね。黒字になるというのは基金との兼ね合いもありますからね、それは黒字であろうが赤字であろうが別にいいんですけど、何ぼ残るのということで言えばね、その辺をまず出してほしい。

今の話では出ないんで、それはもう今いいですけれども、でも今日、町長挨拶の中で、いろんな財政指標が全て奈良県でワースト1と、全国で言っても何位とこうおっしゃってましたけど、ついでにね、相対的に全国1,700何ぼある自治体の中で何番、それはいいでしょう。いいんですけど、じゃあ平群町の例えば10年前、15年前、最初に財政健全化計画を立てたのは中筋町長のときですから、平成16年か17年に、小泉内閣の三位一体の改革のときに最初出してるんですよね。そのときも、職員の給与カットを4%ぐらいだったと思うんですけど、やってると思うんですね。その頃と比べてどうだったのか。

その次に、岩崎町長になって、新財政健全化計画、第2次健全化計画、こう 出されましたよね。そのときと比べて、じゃあ財政指標はみんなどうなってん のか。私はね、相対的に見るのもいいですけれども、絶対的な比較も必要じゃ ないか。そうでないと、モチベーション上がんないでしょう、職員の皆さん頑 張ってて。その数字は全部押さえてますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今、絶対的な数値ということでございますけれども、やはり平群町の財政といたしましても、やはりの相対的な部分で全国で何位ということがまず一定の目安になるかなというふうには考えております。そういった中で、議員お述べの、前回の岩崎町長のときと今の部分はどうなのかというところの分析等はまだちょっとできてはないんですけど、ただ財政調整基金の中においても、財政調整基金もゼロになるというような部分もあった中で、今現在、令和4年度では4億円弱はあるという部分であれば、そういった部分であれば、そのときよりも財政が好転してるという言い方もできるかなと思いますけれども、まだまだ財政は厳しい状況でありますので、そういったことも踏まえてまた分析はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長

山口君。

○8 番

いや、違うのよ。財政が厳しいと思うか思わないかっていうのは、そんなことはどうでもええねん。絶対的な数字でどうなのかと比べないと正確な判断できないでしょうと。1,700以上ある自治体で相対的にやったって、例えば、1,700あった自治体の昔の、例えば、各財政指標の数字の平均がどんどんよくなっていってるわけでしょう。だから、平群町の場合、悪くはなっていってないけれども、相対的に後ろへ行ってるわけじゃないですか。分かりますか、言ってること。だから、絶対的な数字も見ないと、自分たちがやってることがこれでいいのかどうかも含めて、厳しい、厳しいって何と比べているのか。相対的にだけで比べたって意味ないという、意味ないことはないけども、僕はそっちよりも絶対数で見るほうが平群町全体の今後を見通す上でも大事。これは前も言ったと思うんですけど、だからその数字は出してください。今日はいいですけれども、5月末に出納閉鎖が終わればですね、6月、いつから議会、定例会があるか分かりませんが、そこにはその資料を出していただけますか。どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

絶対的な資料という部分ですけれども、ちょっと今までそういった分析等を していなかったというのが正直なところでもございます。そういった中で、ど のような形で資料を作れるかというのもあるんですけれども、それはちょっと 検討させていただきたいと。

お願いします。

○議長

山口君。

○8 番

その都度、その都度、作ってるはずなんや、毎年作ってんねんから。そのときとどう変わったかという数字を出すと同時に、なぜそう変わったかという分析をしてほしいという話やで。数字は出てんねんて、過去に毎年作ってんねんから。そうでしょう、国に全部毎年報告してるじゃないですか。だから、普通会計ベースでええですよ。そうでしょう、課長。できてんのよ、もう。それをだから、財政健全化計画ができた年ごとにどうやったかと、ほんで今と比べてどうかというのを分析したらどうですかという話やから、分析結果がそのときに出るかどうかは別にして、数字はすぐ出るはずだから、別に6月まで待たんでも、今年度以外やったら全部出るわけ。ただ、今年度が5月末に出納閉鎖しないと出ないから、だから言ってるんで、分かってくれましたか。いいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

今年度の数値等も出た中で、その数値の資料というのは作っていきたいとい うふうには考えております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。 これより承認第2号について採決を行います。 本案は原案のとおり承認したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度平群町一般会計補正予算(第9号)について)は原案どおり承認されました。

追加日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度平群町一般会計補正予算(第1 号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

ちょっと素朴な疑問。

今の説明で、ワクチンそのものの経費というのはないわけ。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ワクチン、薬そのものの費用ですけれども、これは国から配布されてきます ので、経費としてはございません。

○議長

山口君。

○8 番

これまでもそうやった。ごめんね。

新型コロナワクチン、今日から第5類になるということで、本来なら自己負担になるところ、今年度に限ってはもう無料ということはテレビのニュースなんかでも流れてますから、これについてもということなんですが、ちょっとワクチン事業ということなんでね、全体どういうことなのか、本当なら資料出してほしいんやけど、ちょっとその資料をね、事業概要みたいなやつ、当然、広報に載せたり、ホームページに載せたりするわけだから、もう既にし終わって

て、こういうもんですというのがあんのかどうか、その点どうなんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すみません、ちょっと資料概要というものをちょっと今は作っておりません けれども、概要をちょっと申し上げます。

今回、今年度、5年度の接種事業につきましては、基本的には秋に接種、これは5歳以上全ての方を対象として接種を行ってまいります。高齢者及び基礎疾患を有する方については、この春・夏・秋接種ということで実施してまいります。対象者につきましては、高齢者約7,000人、65歳以下約8,000人の予定をしております。

今回、補正につきましては、春、夏の接種につきまして、補正を計上させて いただいたところでございます。

すみません、ちょっと簡単でございますが、以上でございます。

○議長

山口君。

○8 番

もう何回もやってんねからさ、ちょっと学習してくださいよ。これ、4月3日の専決やろう。4月3日やね。今日もう1か月たってんねんで。当然これ分かってるわけやから、もう既にあれでしょう、今月発送するんでしょう、案内を。その案内に書いてあることとかを、当然資料として出すべきでしょう。何でそれができへんの。よそなんか全部やってるよ、そんなん。

毎回事例出して悪いけど、斑鳩なんてもうそんなん、議場でじゃなくて、議会前の説明会のときにそういうの全部出してんのよ、議論がスムーズに進むように。でしょう。何でそんなとこに思い至らんわけ。議員に紹介するということは、当然そこからまたいろんなところに紹介していくわけじゃない。当然それはもう、これ、専決は4月3日やから、ホームページにも載せてますと言うんなら、それで載せてるやつを出してくれたらええわけでね。もうこんなこと言いたくないけどさ、同じことばっかりやってるよ。これ、ワクチン何回目よ、もう6回目やで。最初はまだ確かに丁寧に説明してくれてたけど、それでも資料として議場にきちっと議員のほうに渡すという、事前に無理やったら今日渡すという、これ、予算も全部出てるわけやから、高齢者やったら七千何人でしょう、65歳以上は。でも、今もう打たない人も増えてきてるから、この人数にはなかなかならんやろうけど、だからこういう段取りになってますというのを口頭で説明するんじゃなくて、資料で出したらもうそんで、ポイントだけ説

明してくれたら全部分かるわけやんか。何でそれしないの。町長どう思いますか。

町長もそら、ワクチン接種、集団やってるとこへ見に行くのはよろしいけどね、準備のほうが大事でしょうが。準備の段階のほうが。後はスムーズにいくかどうかはチェックしたらいいんですけど、もう言いたくないけどやね、これ何でこんなこと聞いて。ちょっと、資料作ってあるんでしょう、ちゃんと。今日中に配ってくださいよ。いけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

申し訳ございません。

接種券に同封いたしますパンフレットは、発注はかけているんですけれども、 もうそろそろちょっと納品されるかと思います。納品され次第、議員の皆様に お配りさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長

山口君。

○8 番

だからね、乾課長ね、もう出してるということは、ゲラであるわけでしょう。 そのゲラを出すだけでええわけじゃないですか。分かります。何でその発想が ない。議員には隠したいの。じゃないでしょう。何でその発想がないの、スム ーズにやろうという。別に乾課長に言ってるだけじゃないけど、全体として町 長ですよ、そら。そういうことはスムーズにやるようにしてくださいよ。何回 言ったら分かるんですかという話なんですけどね。

もうこれ以上言いませんけど、じゃあゲラあるんやったらゲラをコピーして 出してもらったらいいじゃないですか。今日終わるまでにポストにでも入れと いてくださいよ。いいですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

議員の皆様のポストに入れさせていただきたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○11番

今の関連ですけども、5歳以上は対象者何人で、65歳以上の高齢者が、基

礎疾患をお持ちの方何名になるんでしょうか。もう一度ちょっと確認で。ちょっと 7,000人とか 8,000人とか言われたので、ちょっと分からないもんで。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

12歳未満の対象者につきましては約1, 500人、12歳以上につきましては、1万7, 000人でございます。

「高齢者」の声あり

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

12歳以上の1万7,000人のうち、高齢者につきましては、約7,00 0人でございます。

○議長

森田君。

○11番

先ほど、5歳以上が全て対象というふうにお話があったと思うんですけども、答弁では12歳以上という話なんですけれども、5歳以上のデータはお持ちになってないんでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

申し訳ございません。

その5歳以上のデータといいますのは、対象者の数でございましょうか。

○議長

森田君。

○ 1 1 番

今、手持ちデータがないと思いますので、後ほどデータをお出しいただきた いというふうに思います。

もう一つ関連でお尋ねしたいことがあるんですけども、ワクチン接種で、委託業務で不正が横行してたということが新聞報道であります。また、個人的な給付についても不正があったというふうに聞いておりますが、平群町ではそう

いうことは発生してないというふうに理解していいんでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

不正といった事例はございません。

以上です。

○議長

森田君。

○11番

それは、派遣業務とか医師の数とか看護師の数、電話受付が人数が間違って たというようなことを新聞で出てるんですけども、そんなチェックもされてお られたんでしょうか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

恐らく、不正が起こっておるのは、大規模、何百人とか雇われてるところだと思います。平群町におきましてはプリズムだけで行っておりますので、大体1日20人程度の委託スタッフに来ていただいてます。ですから、それは確認しておるところでございます。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

先ほど課長ね、65歳以上は約7,000人とおっしゃって、それ以外の人は8,000人とかいう答弁してたけど、僕、認識がちょっと違うねけど、65歳以上は7,000人で、また基礎疾患並びに介護関係の方については1,000人ほど用意してますので、トータルで8,000人という認識じゃないんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

申し訳ございません。

高齢者7,000人で、基礎疾患がおおむね1,000人というところで見ております。おっしゃっていただいたとおりでございます。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

それはそんでええとして、そこでね、これは常に思うねけど、返還金、もらい過ぎじゃないけどね、前々年度の令和3年度、どのぐらいになるの。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

返還金については、1億2,600万円程度でございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。 これより承認第3号について採決を行います。 本案は原案のとおり承認したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度平群町一般会計補正予算(第1号)について)は原案どおり承認されました。

追加日程第13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度平群町一般会計補正予算(第2 号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第4号 提案理由説明

○議長

これより質疑に入ります。山口君。

○8 番

こっちについてはちゃんと説明書が入っておりますので、こういうふうにやってくれたらいいわけでね。

言葉のことでちょっと、対象「18歳未満」となってるんです、説明書のほうね。その他の低所得の子育て世帯分、町支給というところ、対象児童のところで、18歳未満と言ったら18歳になる前ということやから、これね、前回も、去年のときもそれ書いてあって、私もそのときは気つかなかったんですけど、この書き方はちょっと違うんじゃないのという。障がいの場合の20歳未満はね、これは二十歳になる前の日までとなってるから、こっちはええねんけど、書き方として、これは18歳未満の児童と書いたら17歳と364日ということになるからね、その点どうなのとちょっと思うんですけど、これちょっとおかしいと思いませんか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。

お示しした資料の中での対象児童のところでございます。そこにありますように、基準日、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童ということでございますので、今年度中に18歳になられる方も対象児童に含まれるということでございます。ちなみに、今回の給付金は、令和4年度に受給をされた方、また受給対象者であった方も併せて対象になるということで付け加えをさせていただきたいと思います。

○議長

山口君。

○8 番

ごめんごめん。そうか、令和5年3月31日か。はいはいはいはい、来年の3月31日だと思ってたので、ちょっと勘違いしてました。失礼しました。

それからね、この書き方、去年受けた人は全員対象になるということは、要するに、住民税非課税、均等割非課税、住民税非課税というのは、去年の所得で今年決まるんじゃなくて、令和3年の所得で令和4年度に非課税やった人やから、今回の対象者もそういうことやね、全く一緒ということですね。分かりました。

それからもう一つ、来年の2月29日、来年はうるう年やから2月29日、2月末までに生まれた新生児も対象になるという。ということは、今回、例えばもう既に子どもが何人かいてて、1人以上いてて、ほんでまた新しく新生児生まれて、その人は自動的にもらえますわね、その人はね。もう既に今子どもがいててね、例えば。その子どもには5万円の給付があると。ほんで、そこの世帯でもう一人、子どもが2月末までに生まれると。それも自動的というか申請するのかどうか知らんけど、その子どもに渡すということやね。じゃあ、全く今子どもいないけども、非課税世帯やったところは、生まれた時点で申請する、そういうことですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいま議員、お述べいただいたとおりでございます。

○議長

山口君。

○8 番

もう1点だけ。

去年の実績もそこに書いてくれてんねけど、192人、95世帯と書いてあるんやけど、今度240人にしてるというのは相当乖離があると思うんやけど、その点どうなんですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

前年度実績ということで資料にお示ししているとおりでございます。192 人、95世帯ということでございますけれども、この方々、基本的には対象になってきて、この方々には給付をするというのが基本にはなってくると思いますけれども、家計急変ということで、まだ数世帯、数名の受給が見込まれるということも含めまして、予算に不足がないようにということで、プラスアルファして予算計上させていただいてるところでございます。

○議長

山口君。

○8 番

これ、さっきワクチンでは返還金が、令和3年度で1億2,000万円出た という、何か、国が今までと違って先に金くれてるというようなことで、そう いうことが、年度をまたいで返還しなければならないというね。実際、その年 度の収支だけ見れば、そこだけ見れば、その1億2,000万円というのは、本来、前の年に返さなあかんやつが次の年で返すというようなことでね、ちょっとその年度年度の収支を見る場合に、それが分からなかったら、「あれ何でや」となるんですけど、この種の給付金の場合、国から先に金が来るんですか。それとも、実施した分だけ来るのか、途中でするのかちょっと分からないですけど、こっちについてはワクチンとはまた別なのかどうか、その点どうですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの御質問にお答えをいたします。 この分につきましては、実績に基づいてということでございます。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。 これより承認第4号について採決を行います。 本案は原案のとおり承認したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度平群町一般会計補正予算(第2号)について)は原案どおり承認されました。

追加日程第14 議案第27号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第27号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

何点か。

まず、軽減のほうから聞きますけども、これ3年ぶりなんですよね、軽減の拡大というのが。昨年度実績でいいですけれども、この拡大で、これ5割と2割、これまで昨年度の人数、軽減措置世帯数と、それから、これが引き上がったことによる、何世帯増加するのか、それとその影響額は幾らなのか、その点説明していただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

軽減の、判定所得の改正に基づく影響でございます。

まず、昨年度の実績でございます。医療費分、これ7割軽減が680世帯、5割軽減が316世帯、2割軽減が264世帯、合計1,260世帯でございます。

この改正に伴う増減でございます。対象者数が34の減でございます。影響額については、約60万円でございます。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

要するに、軽減される世帯、増えなあかんの違うの。何で減んねや。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

申し訳ございません。34の増でございます。

○議長

ちゃんと言って。

「どんだけ増えるか言ってよ」の声あり

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

申し訳ございません。

5割軽減が7世帯、それと、2割軽減が世帯数で14世帯、合計で21世帯で、被保険者数につきましては、5割軽減で12人、2割軽減が22人で、合計としまして34人でございます。

○議長

山口君。

○8 番

別に意地悪言ってるわけじゃなくて、事前に言ってるんやからね。これ、意 地悪してるわけじゃないんで、頼みますよ。

まあまあいいんですけど、もう一つ聞きたいのはね、限度額のほうで、今回、 支援金分だけ2万円上げるということなんですけど、平群町はこの間ずっと1 年遅れ、だから、この分は来年から実施するということなんですけど、これ、 全部足しても100万円超えてきてるんですよね。

そこで聞きたいんですが、一応来年度から奈良県統一料率にすると、県はこう言ってるわけですよね。県はこう言ってるんだけど、じゃあ、平群町の国保税条例というのはなくなるんですか。その辺はどのように、まだ全然何も決まってないのか、どうなってんのか。例えばですよ、平群町は、限度額を1年遅れで、上がった分、1年遅れで実施してますけども、予算もその年に実施してるところがほとんどなわけですよね。違うの。違うかったら違うと言ってくれたらいいけど。その場合、今度県統一化になって、県が決めるわけですよ。その場合の限度額というのは、国が示した分、そのまま全部いくのかどうか、その辺、どのようになってるのか。もう来年からのことですから、その辺、どのように県から説明受けてますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

今現在県のほうで、平群町におきましては、翌年度に施行する状態になっております。県内では14市町村が1年遅れで実施しておるところでございます。1年遅れと当年度に施行するところ、これ、ギャップがあるわけですけど、それの調整につきましては、これから調整するという状況でございます。

以上です。

○議長

山口君。

○8 番

その前にもう一つ聞いたでしょう。国保税そのものはどこが決めるの。県が 統一料率と言ってますよね。県が料率をこうしますと、県がというか県が。で もそれを、じゃあ条例はどうなるのと聞いてるわけ。国保税条例はどうなるの。 分かってくれたかな。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

国保税条例につきましては、各市町村で決めていくことになっております。 以上です。

○議長

山口君。

○8 番

ということは、町長は、県が示した料率を、平群町でもこの料率でいってくださいという提案をするということやね。町長の裁量でそれ以外の提案もできるけれども、もうそれでするということで、そういうことで、要するに、奈良モデルで、知事は代わりましたけども、荒井知事の下でやった首長会議なんかではそういうふうに決まってるわけですね。町長、それでよろしいですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

すみません、単一に伴ってどういうふうに考えてるのかというところです。 町といたしましては、基本的には、単一的に統一的な考え方を持って進めた いというふうに考えております。したがいまして、今の時点で独自的に上げ下 げというところの考えは持ち合わせておりません。

○議長

山口君。

○8 番

ということは、西脇町長は、県が示したら、その金額でやると。だから、議会に一応町長提案で条例改正、あればもちろん、来年は絶対ありますよね、かける。それはもう形式的なもんだと。町長としては、形式的なもんだという考えですか、それでよろしいですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

形式的といいますか、統一的な考え方を持って進めたいというところです。

○議長

山口君。

○8 番

この議論は今したくないからもういいですけど、それは違うと思うんですよ。だって、国保会計って加入者のための国保会計で国保税でしょう。ほんで、町長が提案して議会が議決する、そういうふうに、平群町独自で裁量権持ってるわけですよ。県が何ぼ統一料率と言おうがね。それに対して、町としてどういう対応を取るか、町長がどういう対応を取るか、もちろん議会としてもどういう対応を取るか、これは別に何も県に強制される話ではない。そういうことは分かっていながら、何で私、今形式と言ったかというと、奈良モデルでもうそういう話がずっと詰められて、そういうふうに進められてるんでしょう。ということは、もう奈良県が全部条例決めてやっちゃえばええのに、何でそんな無駄なことすんのかなというふうに思うんで、今日はもうこの議論やめますが、ちょっとその辺の議論ね、県に聞いといてください。整理してください。

私、じゃあもう県がそこで決めて、町長に実質的に裁量権がないんだったら、 県が条例で決めてやればいいじゃないかというふうに思うんですよ。それ、何 でやらないのか、その辺ちょっと県に聞いて、答弁できるようにしといてもら えますか。今度、国保の、どっちにしたって、議案が出てきた場合に聞きます から、ちょっとよろしいですか、それ。県に回答求めておいてもらえますか。 町で答えられるんだったら答えてくれていいですけれども、よろしいですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

県のほうに確認取っていきたいと思います。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。 本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第27号 平群町国民健康保険税条例の 一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

午後3時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時26分)

再 開 (午後 3時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

住民福祉部長より発言を求められておりますので、発言を許可いたします。住民福祉部長。

○住民福祉部長

貴重なお時間をありがとうございます。

先ほど、ワクチン接種の関係の専決予算の中で、御質問で事業概要の説明書 ということのお尋ねがありました。

つきましては、接種券と同封させていただいております事業の説明資料、説明書につきまして、刷り上がっておりましたので、皆さんのレターケースのほうに入れさせてもらいましたので、御確認いただきたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○議長

追加日程第15 同意第2号 監査委員の選任に同意を求めることについて を議題といたします。 ただいま町長から選任されました井戸君は、地方自治法第117条の規定により、自己の一身上に関する事項でありますので、御退席願います。

井戸太郎議員退場

○議長

議案の朗読を事務局長より求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第2号

監査委員の選任に同意を求めることについて@

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年5月8日提出 平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町若葉台3丁目18番17号

氏 名 井戸太郎

生年月日 昭和49年6月15日

以上でございます。

○議長

提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読がありました同意第2号の監査委員の選任に同意を求めることについての提案の説明をさせていただきます。

皆様も御承知のとおり、監査委員とは、地方自治法第199条に明記されておりますように、財務に関する事務の執行並びに事業の経営管理、さらには行政運営等の監査を行うものであります。

井戸議員には、十分な経験と知識を備えられた方であり、適切な監査をしていただけるものと考えております。御同意を頂きますようお願いいたしまして提案理由とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、質疑を終結いたします。 続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。 これより同意第2号について採決を行います。 本案について、原案のとおり選任同意することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、同意第2号については原案どおり選任同意することに決定いたしました。

井戸議員に御入場いただいて、御挨拶をお受けしたいと思います。

井戸太郎議員入場

○ 9 番

ただいま選任されました井戸太郎と申します。

微力ではございますけれども、平群の皆様からの信頼の回復をモットーに職 責を果たしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

お諮りします。

議会運営委員長から、委員会の閉会中の継続調査の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第16として議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加

日程第16として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第16 委員会の閉会中の継続調査の件

を議題といたします。

議会運営委員長から、次期議会の会議運営について、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査 とすることに決定いたしました。

以上で本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。これで本日の 会議を閉じます。

町長、閉会に当たり御挨拶をお願いいたします。町長。

〇町 長

議員各位におかれましては、長時間にわたりまして熱心に慎重審議いただき、 本当にありがとうございました。

また、本日上程をさせていただきました全議案につきましては、可決・承認・ 同意いただき、本当にありがとうございます。

また、議会の役員改選の案件につきましては、御審議を頂き、議長に山田議員が、副議長に植田議員が選出されましたこと、心からお祝い申し上げます。 議長、副議長におかれましては、今後とも議会運営により一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、各常任委員会等の委員選出についても決定を頂きました。委員の皆様におかれましては、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日承認を頂きました新型コロナウイルスワクチン接種事業、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金交付事業につきましては、新型コロナウイルスの感染症により影響を受けておられる平群の住民の皆様の安心・安全な生活を支援をするために、早急に事業実施に向けて取り組んでまいります。

終わりになりますが、平群町のさらなる発展のために議員の皆様方の御理解

と御協力をお願い申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。あり がとうございました。

○議 長

これをもって令和5年平群町議会第3回臨時会を閉会いたします。

(ブー)

閉 会 (午後 3時47分)